

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例（素案）に対する
パブリックコメントの募集結果について

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例（素案）について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重な意見をいただき厚くお礼申し上げます。
いただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

- 1 募集期間 令和4年7月22日（金）～令和4年8月12日（金）
- 2 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子申請
- 3 閲覧方法 県ホームページに掲載
県生活衛生課、県民センター
各振興局行政資料センター（長崎振興局を除く）
各振興局保健部（各県立保健所、アニマルポートながさき（動物管理所））
長崎市動物愛護管理センター、佐世保市動物愛護センター
- 4 意見の件数 19件（7名）
- 5 意見の反映状況

区分	対応内容	件数
A	・条例（素案）に修正を加え、反映させたもの	0
B	・条例（素案）にすでに盛り込まれているもの ・条例（素案）の考え方や姿勢に合致し、今後、作成、遂行の中で反映させていくもの	7
C	・今後、検討していくもの	7
D	・反映が困難なもの	3
E	・その他	2
	合 計	19

※条例（素案）に対する意見公募のため、条例（素案）の内容以外の意見等については、意見の状況に計上しておりません。何卒ご了承ください。

6 提出された意見の要旨及び県の考え方

番号	対応区分	意見の要旨	意見に対する考え方
県の責務（第4条）			
1	C	施策実施のため、必要な財政上の措置及び必要な施設の整備に努めるべき。（現在の県の動物管理所では、現在の施策実施ができるものではないと思われるため）	財政措置及び施設設備について、具体的に本条例に盛り込むことはいたしません。殺処分がなくなることを目指した譲渡推進のための施設については、引き続き検討を進めてまいります。
2	C	子猫の譲渡にあたっては、離乳前に譲渡しないように努めるべき。（乳飲み子の人工保育は難しく、母猫にまसारものではないため）	収容動物の譲渡推進にあたっては、いただいたご意見を今後の取組の参考とさせていただきます。
飼い主の遵守事項（第8条）			
3	B	ペットブームで、人と動物が触れ合うのはお互いに良い影響がある。人も生き物なので、突然の病気や死亡などに見舞われることもあるため、マイクロチップ装着や飼い主の年齢制限を義務化または努力義務にする必要がある。	飼い主によるマイクロチップの装着は動物愛護管理法にて努力義務とされており、本条例においても所有者明示の一例として規定しています。 また、飼い主には終生飼養の責務があることから、年齢を問わず、不測の事態に備え、代わりとなる飼養者や譲渡先を準備しておくよう指導してまいります。
4	C	終生飼養が困難な場合は、適正に飼養できる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。（命を預かった責任を全うするため）	飼い主には終生飼養の責務があることから、年齢を問わず、不測の事態に備え、代わりとなる飼養者や譲渡先を準備しておくよう指導してまいります。
5	C	飼い主の責任を行政が把握して、必要に応じて行政執行が実施されることを強く打ち出すべき。	必要な世話を行わない、病気を放置する等の虐待があった場合は、動物愛護管理法により罰則が適用されますので、警察等の関係機関と連携して迅速に対応します。
6	B	猫の完全室内飼養に努めるべき。（今どきの猫の飼い方を知らない方が多いため）	飼い主の遵守事項（第8条（1））の規定の運用にあたっては、いただいたご意見を指導の参考とさせていただきます。

7	B	<p>道路その他公共の場所に連れ出す時はふんを持ち帰るための道具及び尿を流すための道具を携行し、ふん尿を衛生的に処理すること。（道具を持っているだけの人、尿の処理をしなければならないことを知らない方がいるため）</p>	<p>飼い主の遵守事項（第8条（6））の規定の運用にあたっては、いただいたご意見を指導の参考とさせていただきます。</p>
多頭飼養の届出（第9条）			
8	B	<p>多頭飼養について届け出ない人もいと予想される。</p>	
9	C	<p>飼い主の「届け出」ベースであり、実効性が乏しいのではないかと。救急救命講習のように、各家庭でペットを飼う場合には、適正な講習を受講し、受講証を発行するなどすべき。</p>	<p>多頭飼養の実態把握については、獣医師や市町等関係者と連携し、実効性を高めるよう努めてまいります。</p>
10	C	<p>高齢者や障がい者、貧困者など、様々な多重課題を抱えた住人が適正飼育ができず多頭飼育崩壊につながるケースが多い。数を届け出させるだけでなく、適正飼育について継続的に指導して頂きたい。また、必要に応じて高齢介護課、包括支援センター、障害福祉課、生活困窮支援など他機関と連携し、問題解決と再発防止に努める必要があるのではないかと。動物愛護だけの問題でなく、県民の健康と福祉の向上に繋がるような条例となつて欲しい。</p>	<p>多頭飼育対策については、令和3年に国が策定した「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を受け、福祉部局や県社会福祉協議会、ボランティア団体等と協議を始めたところです。今後も継続的に福祉部局等の関係者と連携し、問題解決に努めてまいります。</p>
飼い主のいない猫への給餌等（第12条）及び地域猫活動について			
11	B	<p>「飼い主のいない猫へみだりに給餌給水してはならない※ただし適正管理している場合を除く」という書き方では「ただし」以降の重要な部分が県民に浸透せず、実質的に「野良猫への給餌給水を禁じる」という誤ったメッセージとして伝わりかねない。その弊害として、隠れて給餌のみ行って清掃をしない、不妊化をせずに頭数増加するなど更なる環境悪化を招きかねない。</p>	<p>ご指摘のとおり、給餌給水を禁じることを前面に出す書き方の場合、禁止の部分だけが切り取られ、適切に管理したうえで活動している人達へも批判が向きかねないため、「給餌給水の禁止」は第2項に規定することとしております。</p>

12	D	「神戸市人と猫との共生に関する条例」のように「地域猫活動の推進」とはっきりと記載して頂きたい。	県としましても、地域猫活動の推進は殺処分数の更なる減少に向け重要な施策と考えています。地域猫活動への支援について、具体的な支援策を本条例に盛り込むことはいたしません。いただいたご意見を参考として、関係者と連携して積極的に取り組んでまいります。
13	C	地域猫活動に係る支援。（現在の県、保健所では成果が出せていないため ボランティア育成の必要があるため 官民一体で進めるべきものであるため）	
14	B	地域猫活動において、給餌するものは時間を決めて与え置き餌をしないおよび、適切な後処理をしなければならない。また、猫トイレを設置し排泄物は速やかに除去し、処理する。（活動が疎かにならないため）	飼い主のいない猫に関する管理（第12条）の規定の運用にあたっては、いただいたご意見を指導の参考とさせていただきます。
15	B	人と猫が共生できる世の中を作るにあたって、人の自由は守られているのに外で暮らす猫たちの自由が守られていないのが現状。野良猫が飢えや病気で早くに亡くなることを少しでも減らして欲しい。	飼い主のいない猫への給餌に関するルールについて本条例を広く周知するとともに、地域猫活動をより推進することで、人と動物が共生する住みよい社会づくりの実現に努めてまいります。
災害対策			
16	D	災害発生時の措置。（獣医師会、獣医師会に所属していない動物病院等関係機関との連携が事前にとれている必要があるため また、市町においての同行避難所、同伴避難所の開設のため）	
17	D	以下の3項目を入れてもらいたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合、県、県民は協力して、動物の救助に努めなければならない。 ・飼い主は、災害時における動物の事故の発生防止に努めるとともに、自らが避難する時は当該動物と共に避難するよう努めなければならない。 ・県は、市町の協力を得て、災害時は、犬、猫同伴で避難できる避難所の確保に努めなければならない。 （理由）災害時、真っ先に犠牲になるのは弱者であり動物でした。福島原発の時も、取り残された動物たちに心が痛みました。平常時から、官、民共同で災害時における動物愛護の備えをしておく必要がある。	災害対策については、長崎県動物愛護管理推進計画により、関係者間の連携体制の整備、平時における飼い主への啓発、人とペットとの同行可能な避難所の設置等について施策を進めることとしております。 いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

その他			
18	E	特に意見はなくそのまま問題ありません。多頭飼育問題や無責任な工サやりによって不幸な野良猫が増える事が少しでも減っていくことを期待します。	県の実情に即した条例を制定し、人と動物が共生する住みよい社会の実現に向け、関係者と連携して施策を推進してまいります。
19	E	動物と共存していける素晴らしい県にしていきたいと思います。職員さんは勉強して、職務を全うされることを願います。全国でも遅くなってしまった長崎県の動物愛護管理の条例ですが、一番新しく作られる条例でもあるので、期待しています。	